

第1条（名称等）

本会はライフシェア（以下「本会」）と称し、パートナー選択に関する情報提供サービス（以下「サービス」）及びカウンセリング・アドバイスを受けることを希望してライフシェア会員（以下「会員」）となったものより構成される会員組織です。

第3条（目的）

本会は会員に最も適合したパートナーの選択を行なう為の情報を提供し、カウンセリング・アドバイス、マッチングをあたえることを目的とします。

第4条（提供するサービス）

前項の目的を達成するため、本会は次のサービスを提供します。

- (1) 会員に対し、パートナーが見つかるまでお相手選択に必要な情報を提供し、ご本人自ら選ぶ場を与え、且つ推薦を行ないます。
- (2) 会員が自己に適するお相手を選択するに必要なカウンセリング・アドバイス等をさせていただきます。
- (3) お見合いの機会を提供し、紹介の立会及び雰囲気作りと温かい支援をします。
- (4) パーティーその他の催しを行ない、出会いの場を提供致します。
- (5) 会員の要望に応じ、パートナーが見つかるまでコミュニケーションの援助を適時に行ないます。

第5条（会員）

本会に入会を希望する方を本会で資格審査し、入会に適すると認められる者に対して入会を許可します。申込者は入会申込日を以て本会の会員となったものとします。尚、入会を認めるか否かは本会の自由裁量に属し、入会を認めない場合にもその理由を示す必要はないものとします。本会員としての権利は他に譲渡できません。

第6条（会員番号）

会員は固有の会員番号を有するものとします。

第7条（会員の義務）

- (1) 会員は本会がサービスを提供するために必要とする自己に関する情報を本会に書面にて申告しなければならない。又、真実を隠す、または虚偽の申告をしてはならない。

(2)前項規定の情報の真実性の証明として、独身証明・卒業証明書・収入証明書・写真その他本会が求める書類をすみやかに提出するものとし、これを怠った場合は、本会はサービスの停止をすることができる。

(3)会員は相手会員に対して誠意をもって接し、お互いの人格を尊重し、当事者の責任において公序良俗に従い礼節を守り、相手会員や本会の信用と品位を傷つけてはならない。

(4)会員は本会が提供するサービスに関して自己が知り得た情報、及び事項につき秘密を守り、又これを他に漏らしてはならない。

(5)見合い紹介は本会を通じて行ない、紹介後の可・否も本会を通じて報告しなければならない。交際開始後はその経過と真意を確実に本会に対し報告しなければならない。

(6)会員は住所その他本会に申告してある内容に変更及び新たな事項が生じた場合は、すみやかに本会に報告するものとする。

(7)お付き合いまたは婚約は会員双方の意思、責任により決定し、双方が婚約の意思表示がなされた時をパートナー成立とし、一週間以内に本会へ報告しなければならない。

(8)婚約とは、下記の場合も成婚となります。

① 結婚の口約束・結納・結婚式があった時は入籍の有無ではありません。

② 宿泊を伴う旅行など、婚約相当の交際になったと本会が判断した時点。

③ 性的な関係及び同居・同棲した時点(不定期も含む)及び内縁・準婚などの事実婚の状態になった時。

⑤ 原則として、お見合い日から最長半年間までを交際期間とし、それ以後は婚約とみなす。但し、交際報告により本会が了解した場合は延長も認める。

第8条 (会員情報の管理・秘匿の義務)

本会は会員に関する情報を秘匿する義務を負い、本会活動の正当な目的以外に使用しません。

又、会員自身の同意なしに他の会員及び第三者に対してこれらの情報を開示しません。

紹介後に会員双方が知り得た情報の漏洩、及び事故について会員の意思によってなされた場合、本会はその責任を負いません。

第9条 (会員期間)

パートナー成立後はサービスを停止することがありますが会員期間は継続とします。但し、退会・除名においてはこの限りではありません。再登録する時は改めて入会登録費を納入して下さい。

本会の会員に対するサービスは、会員の退会日、又は除名日をもって終了します。

第10条（入会金・紹介料）

- (1)入会を希望する者は入会時の初期費用(入会登録費・紹介料等)を納入して下さい。
- (2)入会後はサービスを利用される都度に紹介料を納入して下さい。

第11条（サービスの休止及び停止）

本会は次の場合サービスの休止及び停止することができます。

- (1)長期に渡り連絡が取れない場合。
- (2)入金の確認が取れない場合。
- (3)会員の不誠実、又は不適切な態度、行為の為（会員の親族の含む）本会がサービスの継続が不可能又は不適切と判断した場合。
- (4)その他本会の判断によりサービスを一時休止することもあります。

第12条（退会）

会員は次の場合に本会を退会するものとします。

- (1)会員から退会の申し出があった時。この申し出は電話、又は電子メール、郵便、直接の申し出にて届け出るものとする。

第13条（除名）

本会は次の場合、会員を除名することができます。

- (1)本規約に違反した場合。
- (2)本会を悪用及び利用した場合、又はそれを企図した場合。
- (3)本会に対して自己の申告した内容に虚偽がある場合。
- (4)本会の紹介する相手に対して著しく人権無視の行為があった場合。
- (5)異性と同棲している場合、又は同棲・婚約とみなされる状態にある場合。
- (6)身体、又は精神に疾病欠陥があるとみなされ紹介が適さないと考えられた場合。

第14条（法律手続等）

- (1)本規約に違反した場合、本会はあらゆる法律手続をとることができるものとします。

(2) 会員は本会が提供するサービスにより交際を始めた場合、会員自身の意思、責任において相手会員と交際するものとし、交際により生じる事故等については会員相互の責任に属し、本会はその責任を負いません。但し、会員が本会を悪用又は利用しようとしていることを知り得た場合には、これを防止するため必要な処置をとることがあります。

第15条（規約改正と通知）

本会は必要に応じ、そのシステム及び本会規約を変更し得るものとする。変更された場合はその内容を通知又は公告した後に変更事項を承認したものとします。

第16条（返還金）

初回に発生する登録料は会員情報の登録費用とし返金は致しません。また紹介料もサービスをご利用される都度に発生する費用なので返金は発生しないものとします。

第17条（その他）

あなた様が満20歳以上の方で、本会のシステム及び料金にご納得頂き、本会 ライフシェアの規約にも同意していただいた上で、会員としてご入会頂くものとしております。